



## ◎住宅リフォーム資金助成事業

### ◎助成対象者

- 市民であり、同一世帯に属する全員に市税の未納がないこと
- 同一世帯に属する全員が山陽小野田市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと
- 助成対象となる工事について、市で実施している他の助成等を受けていないこと
- 平成27年度に、リフォーム工事について市から助成を受けていないこと

### ◎助成対象工事

- 自己の居住する自己所有の既存住宅の改修工事(老朽化、災害等による住宅の修繕、補修、設備改修および模様替え)で、市内に主たる事務所を有し、山陽小野田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団もしくは同条第2号に規定する暴力団員でない、または、これらと密接な関係を有していない施工業者に依頼して行う工事
- 助成金内示額決定前に着手していない

工事で、申請受付期間内に交付申請を終え、平成29年2月末までに完了見込みの工事

- リフォーム工事費用(消費税および地方消費税を含まない)が10万円以上の工事

※災害については、解体工事も対象とします。(り災証明添付のこと)

### ◎助成金支給額

リフォーム工事費用(消費税および地方消費税を含まない)の10%を乗じて得た金額(1万円未満切り捨て)

### ◎助成上限額 7万円

◎申請受付期限 平成29年1月31日(火)  
※ただし、助成金の総額が予算1,000万円(先着順)に達した時点で終了します。

### ◎申請方法

申請先に備え付けの申請書に記入し、必要書類を添えて提出  
※申請書等は市ホームページからもダウンロードできます。

## ◎耐震診断費用・耐震改修工事費用を一部補助します

### ■建築士の派遣による無料耐震診断

- ◎対象建築物 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅
- ◎募集戸数 10戸(先着順)
- ◎申込期間 5月9日(月)～11月30日(水)
- ◎申込方法 申込先に備え付けの申込書に記入し、必要書類を添えて提出  
※申込書等は市ホームページからもダウンロードできます。

### ■木造住宅耐震改修工事の一部補助

- ◎対象建築物 昭和56年5月31日以前に着工された3階以下の一戸建て木造住宅で、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅を上部構造評点が0.7以上とし、改修前より上部構造評点が向上する改修工事

◎募集戸数 1戸

◎補助限度額 60万円

◎申請期間 5月9日(月)～11月30日(水)

◎申請方法 事前相談で要件を確認したうえで、申請に関する書類を建築住宅課で配布

### ■多数利用建築物耐震診断費用の一部補助

- ◎対象建築物 昭和56年5月31日以前に着工された幼稚園、保育所、診療所、老人ホーム等
- ◎募集戸数 1棟
- ◎補助限度額 100万円
- ◎申請期間 5月9日(月)～7月29日(金)
- ◎申請方法 事前相談で要件を確認したうえで、申請に関する書類を建築住宅課で配布